

2024年7月19日

内閣府政策統括官（重要土地担当）様

2024年7月3日ヒアリング後日回答要請

7月3日に開催された土地規制法に関する「第8回市民と議員共同ヒアリング」にご参加いただきありがとうございました。

当日の議論を受けて、以下持ち帰ってご回答いただく質問と要望を以下に記しましたので、8月9日（金）までにご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、後日回答要請先は内閣府政策統括官（重要土地担当）と防衛省整備計画局施設整備官とで分かれていますので、要請先ごとに要請事項を記載しました。4頁目に記載した防衛省への後日回答要請は、お手数ですが内閣府政策統括官事務所より送付していただくようお願いいたします。

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック
土地規制法を廃止にする全国自治体議員団
土地規制法廃止アクション事務局

2024年7月3日ヒアリング後日回答要請事項

内閣府政策統括官（重要土地担当）への要請

1) 【質問2 「情報収集について」全般】

情報収集の実施状況について、基本方針に基づいて公表するとのことであるが、その時期も内容も検討中との答弁であった。2024年2月16日に開催された第7回ヒアリングにおいても同じ答弁がなされている。第8回ヒアリングに参加した国会議員、地方自治体議員、市民から実施状況が不透明であるとして、公簿等の情報収集の実施状況を含め公表された段階で速やかに公表結果を通知してもらいたい旨の要望があった。

要請：どの公簿を何件収集したのかも含めて、措置の実施状況を公表した段階で速やかな以下の事務所へ通知するとともに、内閣府のLINEにおいても通知していただきたい。

福島みずほ参議院議員事務所 TEL 03-6550-1111/FAX 03-6551-1111
本村伸子衆議院議員事務所 TEL 03-3508-7280/FAX 03-3508-3730

2) 【事前質問2(8) 機能阻害行為を判断する情報について】

公簿収集によって土地等の利用者の個人情報把握するにあたって、本籍と性別まで収集することは機能阻害行為を把握するうえで必須ではないとの意見が多数あった。本籍や性別に関する情報を収集することは被差別部落出身者やLGBTQプラスへの差別に繋がる行為であるとの参加者からの訴えをうけて、情報収集項目から除外することを持ち帰って検討することになった。

要請：公簿等の収集において本籍および性別の収集はしないことを検討していただき、検討結果を以下の事務所にご回答願いたい。

福島みずほ参議院議員事務所 TEL 03-6550-1111/FAX 03-6551-1111
本村伸子衆議院議員事務所 TEL 03-3508-7280/FAX 03-3508-3730

3) 【事前質問2(9) 届け出について】

特別注視区域の事前届け出義務について「不動産業者が入らない個人間の取引では事前審査のことがわからずに届け出ない場合がある」など、区域内の住民に周知されていない現状がある。区域対象の自治体や市民から住民説明会の要望が多数寄せられているにも関わらず、「する必要がない」一辺倒の回答に対し国会議員や地方自治体議員、参加市民から疑問の声が上がり、改めて住民説明会の開催要求があった。住民説明会は一斉でなく順次開催ことも可能ではないかとの意見も含め、要望を持ち帰って再検討することになった。また、住民説明会の開催を要望している地方自治体の数を教えて欲しいとの会場からの要望があり、持ち帰って回答することになった。

要請 1 : 住民説明会の開催を求めた地方自治体の数を調査し、以下の事務所にご回答
願いたい。

要請 2 : 住民説明会の実施を再検討していただき、検討結果を以下の事務所にご回答
願いたい。

福島みずほ参議院議員事務所 TEL 03-6550-1111 / FAX 03-6551-1111

本村伸子衆議院議員事務所 TEL 03-3508-7280 / FAX 03-3508-3730

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック
土地規制法を廃止にする全国自治体議員団
土地規制法廃止アクション事務局

2024年7月3日ヒアリング後日回答要請事項

防衛省整備計画局施設整備官への要請

【事前質問3(2) 与那国駐屯地に設置された看板について】

防衛省の整備計画局施設整備官担当者は回答で「許可なく撮影すること」「宣伝ビラ、プラカード、拡声器等を使用すること」「文書、図画等の配布又は掲示すること」「座り込み、その他通行の妨害となる行為をすること」は違法行為ではないと明言された。また内閣府政策統括官の担当者もこれらの行為は機能阻害行為に当たらない、とした。にも関わらず防衛省本庁が駐屯地に間違った内容の看板の掲示を許すことは問題であるとの指摘が国会議員、地方自治体議員、参加した市民から多数上がった。これを受けて防衛省担当者は掲示内容の変更を各駐屯地責任者に指導・指示すること持ち帰って検討することになった。

要請：与那国駐屯地及び宮古島駐屯地の看板の表示内容の修正を防衛省本省の責任において各駐屯地に指導・指示することを検討し、検討の結果及び修正指示を出したかどうかを以下の事務所にご回答願いたい。

福島みずほ参議院議員事務所 TEL 03-6550-1111/FAX 03-6551-1111
本村伸子衆議院議員事務所 TEL 03-3508-7280/FAX 03-3508-3730

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック
土地規制法を廃止にする全国自治体議員団
土地規制法廃止アクション事務局